

荒病総第 589 号

荒尾市民病院売店運営事業者の選定について、次のとおり公募型プロポーザルを行うので、荒尾市病院事業プロポーザル方式事業者選定実施要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき公告します。

令和 2 年 1 2 月 2 4 日

荒尾市病院事業管理者 大嶋 壽海
(公印省略)

荒尾市民病院売店運営事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「荒尾市民病院売店運営事業者」の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

2. 事業概要

- (1) 業務名 「荒尾市民病院売店運営事業」
- (2) 業務内容 「荒尾市民病院売店運営事業者選定に係る仕様書」を基準とする。
- (3) 契約期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで（1 か年間）
- (4) 実施場所 荒尾市民病院

3. 本プロポーザブルへの参加資格

申請者は、以下の要件を全て満たす必要がある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 荒尾市競争入札等参加資格審査事務処理要綱（平成 24 年告示第 60 号）第 5 条第 1 項の入札等参加資格者名簿に登録され、申請内容に虚偽記載がない者であること。
- (3) 荒尾市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成 7 年告示第 37 号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 荒尾市契約等における暴力団等排除に関する措置要綱（平成 24 年告示第 36 号）第 3 条の規定に基づく排除措置等を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続中でないこと。
- (7) 参加申請書の提出時点で、本院と同程度の診療科目を有し、一般病床数が 200 床以上の病院において、当該請負業務を履行した実績があること。

4・スケジュール

番号	内容	期日
1	公告及び資料配布	令和2年12月24日(木)から令和3年1月8日(金)まで
2	参加表明書及び参加資格確認申請書受付	令和2年12月24日(木)から令和3年1月8日(金)まで
3	質問受付	令和3年1月6日(水)まで
4	質問回答	令和3年1月7日(木)
5	参加資格の審査	令和3年1月11日(月)
6	企画提案書の提出	令和3年1月7日(木)から1月18日(月)まで
7	プレゼンテーション審査	令和3年1月22日(金) 14時～
8	審査結果通知	令和3年1月26日(火)
9	業務引継	令和3年2月1日(月)～

5. 参加表明及び参加資格審査

(1) 参加表明する者は、参加表明書(様式1)を提出すること。

参加表明書の提出がない者の参加は認められない。

(2) 資格審査書類の提出

参加を希望する者は、参加表明書提出時又は提出後、次の書類を提出すること。

- ① 参加資格確認申請書(様式2)
- ② 営業概要書(書式自由)
- ③ 病院売店運営事業の実績書(様式3)
- ④ 納税証明書(「法人税」「消費税及び地方消費税」)
- ⑤ 会社案内、パンフレット

(3) 提出期限

令和3年1月8日(金)午後5時必着

持参又は郵送(書留郵便により、期限内必着のこと。)で行うこと。

(4) 提出先

下記12の担当者まで提出のこと。

(5) 参加表明書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに辞退届(様式5)を提出すること。

6. 質疑回答

(1) 質疑の受付

① 受付期間 令和2年12月25(金)から令和3年1月6日(水)17時15分まで

② 質疑の方法

本業務について質疑のある者は、質問書(様式4)に質疑内容を入力し、担当者

の電子メールアドレス宛に送信すること。送信に当たっては、表題を「荒尾市民病院売店運営事業についての質疑」とすること。原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

(2) 質疑に対する回答

- ① 回答日：令和3年1月7日(木)
- ② 回答日に質疑提出者に対して電子メールで返信する。なお、本業務に関係のある質問のみに回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

7. 企画提案書等の提出について

(1) 資格審査書類を提出し、参加資格が認められた者は、「荒尾市民病院売店運営事業に係る仕様書」を踏まえ、提出書類の各項目について、必ず次に掲げる項目内容に関して記載したものを提出すること。但し、下記の項目に加えて、新たな事項について提案を行うことは妨げない。

① 設置・運営体制

①-1 出店の概要、コンセプト、スケジュールについて

(本事業を行うに当たり、営業時間など店舗運営の方法を含めた基本的な考え方・コンセプトについての具体的な内容、仕様書の内容を満たしているか等)

①-2 従業員の配置体制及び教育体制について

(従業員の配置計画と勤務体制、業務責任者等指揮命令系統が分かる組織図等を記載すること。また、接遇に関する研修その他スキルアップに関する取組み等)

①-3 事故や犯罪、大規模災害時の緊急時の対応について

(事故や犯罪等が発生した際の対処方法及び当院への連絡体制、大規模災害等が発生した際の当院への支援体制等)

② 商品について

②-1 提供商品及び価格について

(店舗及び自動販売機で販売を予定している主な商品、予定している価格、商品構成の割合等に等)

②-2 地産地消に対する考え方

②-3 食品の安全性及び食品衛生管理について

(食品等の衛生・品質管理、廃棄物処理、感染防止、事故防止等清潔且つ安全対策の取り組み等)

③ 利用者ニーズ等への対応と付加サービス

③-1 利用者ニーズへの具体的な対応について

(患者、見舞い客、病院職員等利用者のニーズの把握や苦情等への対応方法等)

③-2 付加サービスの内容について

④ その他特記事項、アピールポイント等自由提案

(2) 受付期間 令和3年1月7日(木)から1月18日(月)まで

- (3) 受付時間 平日勤務日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（但し、1 月 18 日は 16 時までとする。）
- (4) 提出先 下記 1 2 まで（参加表明及び参加資格審査の提出先と同じ）
- (5) 提出方法 企画提案書等を提出場所に持参するか、書留郵便によることとする。
郵送の場合は、受付期間中(最終日は 16 時まで)に必着とする。なお、郵便の事故等については申請者のリスク負担とする。
- (6) 費用負担 申請に関して必要な経費は、全て申請者の負担とする。
- (7) 留意事項
 - ① 企画提案書は A4 版、長辺綴じとし、表紙に「荒尾市病院事業給食業務委託企画提案書」と記載し、余白に年月日、会社名、代表者名、印等を記入すること。
 - ② 提出部数は、正 1 部、副 6 部(複写可)の計 7 部とし、提出後の資料追加、修正は認めない。また、提出された書類等は返却しない。
 - ③ 申請書類の著作権は申請者に帰属させる。但し、委託先に選定された申請者の申請書類については、荒尾市が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できることとする。
 - ④ 本業務の申請のために得た情報について、申請者は第三者への公表等の他の目的に使用することはできない。但し、公知となっている情報及び第三者から合法的に入手できる情報については、その対象ではない。
 - ⑤ 荒尾市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
 - ⑥ 提出期限、提出場所及び提出方法に適合しないもの、指定する様式等及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの並びに虚偽の内容が記載されているものは失格とする。

8. 企画提案書の審査

- (1) 審査方法
提出された提案書及びプレゼンテーションの内容について評価基準に基づき採点し、最高得点者を契約候補者として選定する。
- (2) 評価委員会の設置
提案書及びプレゼンテーションについては、「荒尾市民病院 売店運営事業者選定プロポーザル選定評価委員会」において審査を行う。
- (2) 審査日
令和 3 年 1 月 22 日(金)
- (3) 会場等
会場、時間等の詳細は、有効な申請をした申請者に対して別途通知する。
- (4) 説明時間
プレゼンテーションの時間は 1 社 20 分程度とする。
- (5) 説明者

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、事業者側の参加人数は 3 名以内とすること。

(6) 選定後の手続き

審査結果通知後、最優秀提案者は、売店等の開設に伴う協議を病院と行う。

(7) 業務の引継ぎ

最優秀提案者と協議が整った場合は、随意契約により契約を締結するが、契約開始以前に荒尾市民病院内売店にて業務の引き継ぎを行うこと。その引き継ぎに係る人件費等は受託者の負担とする。利用者に影響が無いよう、円滑に実施すること。

9. 委託先候補者の選定及び審査結果の通知

審査員が審査基準に基づき、企画提案書の書類審査及びプレゼンテーション審査の結果を総合的に評価して、委託先候補者の選定を行う。

審査結果は、審査後速やかにプレゼンテーション審査を受けた全ての申請者に文書にて通知する。

10. 契約の締結

荒尾市病院事業管理者は、委託先候補者と事業の実施などに関する細目的事項について協議のうえ、契約を締結する。

11. その他

(1) 委託業務の継続が困難になった場合の措置

① 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、荒尾市病院事業管理者は契約を解除できる。この場合、契約に定める義務を履行しないために損害を与えたときは、受託者は直ちにその損害を賠償しなければならない。

② その他の事由による場合

災害その他の不可抗力等、受託者の責に帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合、業務継続の可否等について協議するものとする。

(2) 他疑義が生じた場合の措置

契約書の解釈に疑義が生じた場合又は契約書に定めのない事項が生じた場合には、荒尾市病院事業管理者と受託者は誠意をもって協議する。

12. 問合せ先

荒尾市市民病院総務課施設係 担当者：永井

住所 〒864-0041 熊本県荒尾市荒尾 2600 番地

TEL 0968-63-1115 FAX 0968-63-1189

電子メール kazunori.28835@city.arao.lg.jp